

「対象火気設備等技術基準検討部会」の開催について

予防課

1 概要

ガスこんろ等の火気設備・器具及び蓄電池設備等の電気設備・器具（以下、「対象火気設備等」という。）を規制する省令※の施行後10年が経過し、当初、省令で想定していなかった設備や、大容量の設備が開発され、なかには既に市場に流通しているものもあります。



このため、消防庁では、対象火気設備等に係る省令の見直しに向けた検討を行うため、消防庁が主催する「予防行政のあり方に関する検討会」の下で「対象火気設備等技術基準検討部会」（以下、「検討部会」という。）を開催しました。

※対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年三月六日総務省令第二十四号）



2 検討項目

(1) 蓄電池設備の規制単位等の検討

蓄電池設備は①電氣的出火、②水素ガス発生、③希硫酸の流出を防止するために規制されていますが、現在は、水素の発生リスクのない密閉形の蓄電池が多く流通して

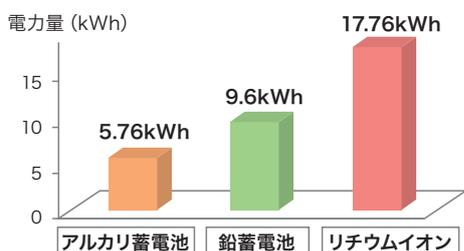
います。一方、現在の規制単位は、水素ガスの発生も考慮した単位系であるAh（アンペア・アワー）・セルで規制されていますが、当該単位の場合、電池種別によって規制を受ける電力量に差が出ている状況です。このことから、規制単位のあり方について検討します。

【蓄電池（二次電池）の現状】

市場に流通している主な二次電池の種別		危険性の状況		
		①電氣的出火	②水素ガス発生	③希硫酸の流出
開放形	鉛蓄電池	○	○	○
	アルカリ蓄電池	○	○	×
密閉形	鉛蓄電池	○	×	△
	アルカリ蓄電池	○	×	×
	リチウムイオン蓄電池	○	×	×

※ △：希硫酸を使用しているものの密閉形のため、流出のおそれは極めて少ない

【電池種別ごとの規制状況】



【電池種別ごとの電力量】

電池種別	Ah・セル	電圧 (V)	電力量 (kWh)
アルカリ蓄電池※	4800	1.2	5.76
鉛蓄電池		2	9.6
リチウムイオン		3.7	17.76

※アルカリ蓄電池：電解液にアルカリ性水溶液を使用した蓄電池。ニッケル水素電池、ニカド電池がこれに該当。

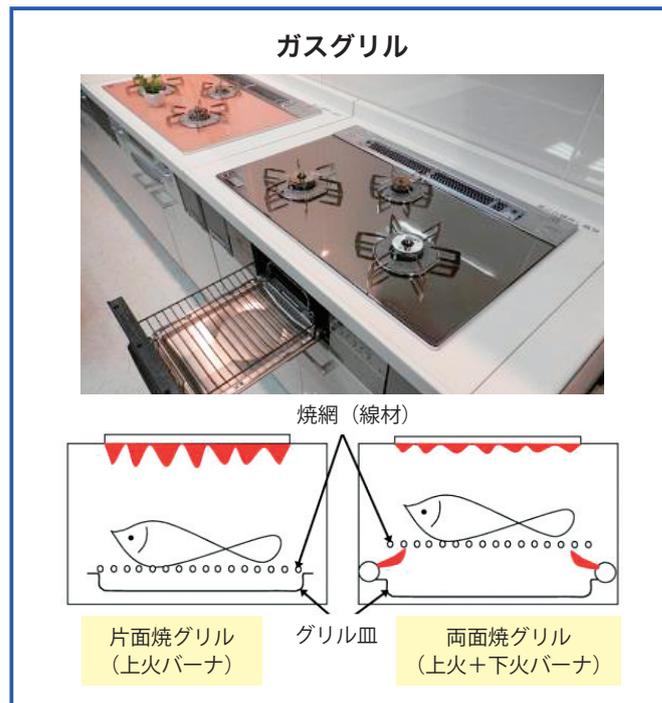
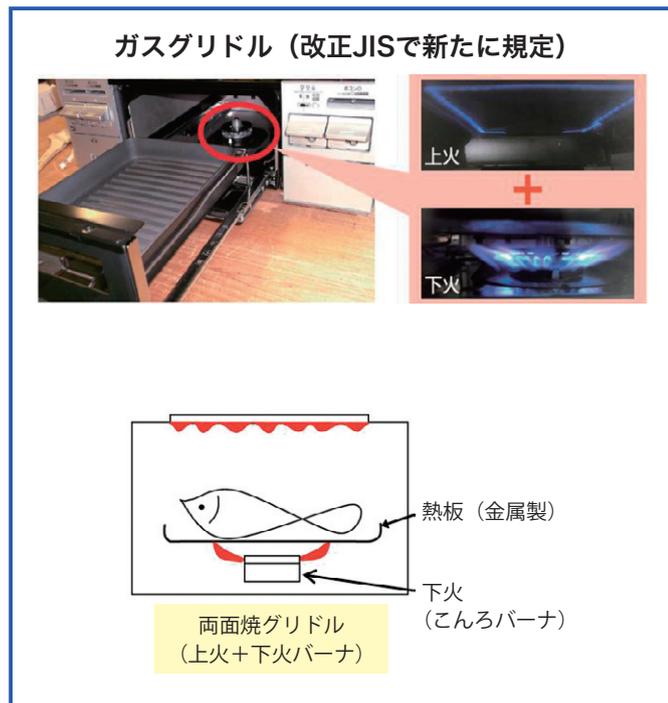
(2) ガス厨房設備・器具の品目追加等の検討

家庭用ガス燃焼機器のJIS規格の改正が予定されており、「ガスグリドル」が新たに追加される予定です。このため、ガスこんろの下部にガスグリル（魚焼き器）ではなく、「ガスグリドル」を備えた家庭用ガス機器が市場に多数流通することが予想されます。

一方、現在、火気設備・器具と可燃物等の離隔距離を定めている省令別表第一では「ガスグリドル」に係る規

定がなされていないため、製品ごとに「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準」（平成一四年三月六日消防庁告示第一号）（以下、「消防庁告示」という。）で定める試験を実施し、離隔距離を定めることが必要な状況となっています。

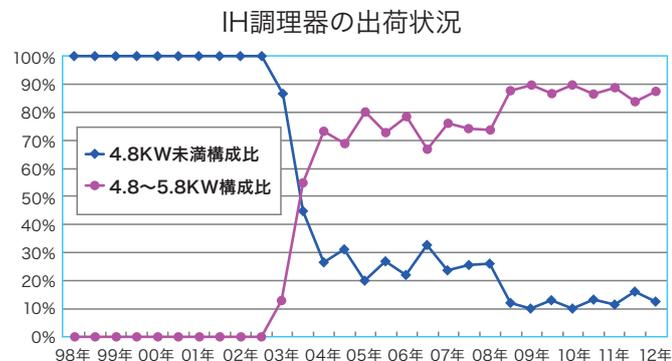
このため、省令別表第一にガスグリドルに係る規定を追加することについて検討します。



(3) 電磁誘導加熱式調理器（IH調理器）に係る別表適用範囲の検討

現在、電気設備・器具と可燃物等の離隔距離を定めている省令別表第二では、4.8kW以下のIH調理器を適用範囲としています。

一方、IH調理器は、現在、5.8kWの製品が主流となっており、これらの製品は消防庁告示で定める試験を実施し、離隔距離を定めることが必要な状況となっています。このため別表に5.8kWの製品に係る規定を追加することについて検討します。



3 おわりに

本検討部会は、今後、検証実験等を実施したうえで、今年度中に結果を取りまとめる予定です。

問い合わせ先

消防庁予防課 増沢、岡
TEL: 03-5253-7523